

はじめに ～いま、なぜ協働ガイドラインが必要なのか～

狭山市を取り巻く環境の変化をみると、人口では、第3次狭山市総合振興計画中期基本計画の初年度である平成18年4月の人口が、159,889人でしたが、平成23年4月現在では157,088人と減少が進み、さらに、平成27年4月には、およそ154,000人に減少するものと推計しています。

また、平成27年度には高齢化率が27.9%になると見込まれます。一方、0～14歳の人口割合は平成27年度に11.4%まで減少すると見込まれることから、本市においても少子高齢化が深刻な問題になってきます。

厳しい経済状況や国際化、高度情報化、環境問題などの社会情勢が大きく変化する中で、市民の価値観も多様化し、物の豊かさよりも健康、環境、自然への関心など心の豊かさを求める人が増えています。そして、市民が求める公共サービスの内容も多種多様となり、従来のように行政が行なう公共サービスだけでは、市民の満足度の高いまちづくりを行なうことが難しくなっています。

今後は、市が実施していた公共サービスの分野に市民やNPOなどの市民団体が主体的に参加し、市民と行政が目的を共有しながら協働し、相互に連携して、より効果的な公共サービスの実現を図っていくことが求められています。

このため、本市では、平成23年度を初年度とする第3次狭山市総合振興計画後期基本計画の中に、「市民参画と協働によるまちづくりの推進」を位置づけ、公共サービスの様々な分野において、市民や事業者などと市が対等な対場で目的を共有し、相互に連携・協働してまちづくりを進めて行くこととしております。

本ガイドラインは、このような本市の市民との協働の取り組みを進めて行く上での市民参画と協働の方針を明確にするとともに、実効性のある取り組みの仕組みを構築したものです。

策定にあたっては、既に市内で地域課題の解決や生活支援の取り組みを行っているNPO団体の関係者をはじめ、自治会やまちづくり推進会議、福祉、商業、工業、農業等の関係者、知識経験者及び公募市民で組織した市民検討委員会を設置するとともに、庁内には庁内検討委員会とワーキンググループを設置し策定作業を行いました。そして、職員と市民検討委員との策定作業自体が、今までの市民と行政の取り組みを検証し、将来に向かっては、協働を進める行政と市民との信頼関係をより醸成する場となるよう配慮したところでもあります。

なお、本ガイドラインの内容については、市民と行政が、協働を実践しその経験の蓄積と検証により、このガイドラインの見直しを行っていくことが必要です。